

常務理事	事務長	部長	課長		担当者

健康保険 被扶養者(異動)届

◎ 注意事項・記入方法・添付書類については、別紙を確認してください。

被保険者欄	被保険者等		③ 氏名		④ 生年月日		⑤ 性別					
	① 記号	② 番号			昭和 平成	年 月 日	男・女					
	⑥ 資格取得年月日			⑦ 標準報酬月額		⑧ 給与以外の収入(年収)		収入の種類(年金等)				
	昭和・平成・令和 年 月 日			千円		円						
住所	⑨ 住民票住所	〒 -										
	住所	〒 -										
⑩ 被扶養者でない配偶者を有するときに記入してください。				配偶者の収入(年収)				円				
被扶養者欄 1	⑪ 増減の別		⑫ 氏名		⑬ 生年月日		⑭ 性別		⑮ 続柄			
			フリガナ		昭和 平成 令和		年 月 日		男・女			
	⑯ 職業		⑰ 収入額		⑱ 扶養しはじめた日または扶養しなくなった日とその理由							
			円		令和 年 月 日							
増・減	⑲ マイナンバー											
	⑳ 住所 (被保険者と別居の場合のみ記入)		住民票住所	〒 -							㉑ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
			住所	〒 -								
	㉒ 保険証回収区分		添付・後日・返不能			※ 組合使用欄						
被扶養者欄 2	⑪ 増減の別		⑫ 氏名		⑬ 生年月日		⑭ 性別		⑮ 続柄			
			フリガナ		昭和 平成 令和		年 月 日		男・女			
	⑯ 職業		⑰ 収入額		⑱ 扶養しはじめた日または扶養しなくなった日とその理由							
			円		令和 年 月 日							
増・減	⑲ マイナンバー											
	⑳ 住所 (被保険者と別居の場合のみ記入)		住民票住所	〒 -							㉑ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
			住所	〒 -								
	㉒ 保険証回収区分		添付・後日・返不能			※ 組合使用欄						
被扶養者欄 3	⑪ 増減の別		⑫ 氏名		⑬ 生年月日		⑭ 性別		⑮ 続柄			
			フリガナ		昭和 平成 令和		年 月 日		男・女			
	⑯ 職業		⑰ 収入額		⑱ 扶養しはじめた日または扶養しなくなった日とその理由							
			円		令和 年 月 日							
増・減	⑲ マイナンバー											
	⑳ 住所 (被保険者と別居の場合のみ記入)		住民票住所	〒 -							㉑ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
			住所	〒 -								
	㉒ 保険証回収区分		添付・後日・返不能			※ 組合使用欄						

確認欄	㉓ 被保険者が押印されない時はいずれかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 被保険者本人が記入したものである。
		<input type="checkbox"/> 事業所が記入し、記入内容に誤りがないか被保険者本人が確認している。

受付年月日

事業主が記入するところ	㉔ 増の届出の場合で公的証明書等で被扶養者の続柄を確認している時はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 続柄確認済
	上記のとおり被保険者から被扶養者の届出がありましたので提出します。	
	令和 年 月 日 提出	
	事業所所在地	
事業所名称		
事業主氏名		

社会保険労務士記載欄

被扶養者の範囲

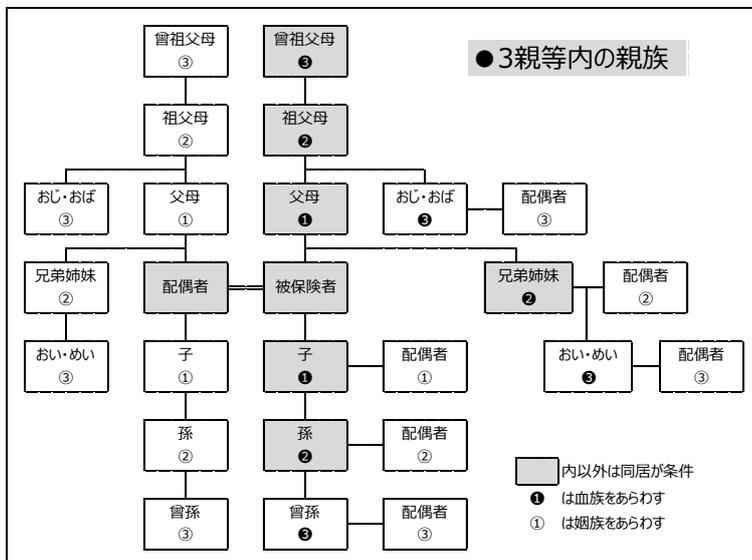
◎ 被扶養者として届け出ることができる者は、主として被保険者の収入で生計を維持している次の(1)(2)に該当し、^{※1}国内居住者である親族です。

- (1) 被保険者の配偶者(内縁を含む)、直系尊属、子、孫、および兄弟姉妹。
- (2) 上記以外の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母および子で、同一の世帯に属する者。

※1「国内居住者」とは、原則として住民票が日本国内にある者です。(ただし住民票が日本国内にあっても海外で就労しているなど、日本に生活実態がない場合などは認められません。)

国内居住者ではないが、次の①～⑤のいずれかに該当する者は、国内居住要件の例外として、国内に住民票がなくても、国内に生活の基礎があると認められることとなります。(①～⑤に該当することが確認できる書類の添付が必要となります。)

- ①. 留学生
- ②. 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③. 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者
- ④. 被保険者が外国に赴任中に婚姻や出生等により②と同等と認められる者
- ⑤. ①～④以外で、渡航目的その他の事情を考慮して、国内に生活の基礎があると認められる者



< 収入がある被扶養者の認定基準 >

1. 被保険者と同一世帯にある場合は^{※2}年間収入130万円未満(60歳以上の者または障害年金受給者は180万円未満)で、かつ、被保険者の年間収入の2分の1より少ないこと。
2. 別居している場合は^{※2}年間収入130万円未満(60歳以上の者または障害年金受給者は180万円未満)で、かつ、被保険者の援助額より年間収入額が少ないこと。

※2. 「年間収入130万円未満」とは

所得税法上の課税所得とは異なり、1年間(1/1～12/31)のうちの金額の幅を意味するのではなく、一定時期の収入日額または月額等を年額に換算した場合を意味します。例えば、給与収入(交通費込み)が月額の場合は108,334円未満、雇用保険の失業給付のときは日額3,612円未満となります。

注意事項

- 新規の被保険者資格取得者で被扶養者届を提出する場合は、(異動)の文字を抹消してください。
- 減の届を提出する場合で被保険者証等が回収できない時は、「回収不能届」を添付してください。

記入方法

- ・⑧欄 — 被保険者に給与以外の収入があれば、その年間の収入額を記入してください。
- ・⑨⑩欄 — 住民票上の住所を記入してください。
現在居住している住所(居所)が住民票住所と異なる場合は、「居所」の欄にその住所を記入してください。
- ・⑮欄 — 被保険者との続柄を「夫」、「妻」、「内縁の夫(妻)」、「父」、「母」、「長男」、「長女」、「夫(妻)の子」、「養子(女)」、「祖父」、「祖母」などと記入してください。
- ・⑯欄 — 「無職」、「パート(アルバイト)」、「自営業」、「大学〇年生」、「高校〇年生」、「中学〇年生」、「小学〇年生」、「園児」、「幼児」などと記入してください。
- ・⑰欄 — 事由が発生した正確な日、およびその理由(「出生」、「婚姻」、「失業」、「就職」、「離婚」、「死亡」など)を具体的に記入してください。
- ・⑳欄 — 資格確認書の発行が必要な場合(※)は、「発行が必要」にチェック☑してください。
※以下に該当する場合に限ります。
 - ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者